

学校における食物アレルギー対応指針

武雄市教育委員会

平成27年 4月 1日 制定
令和 3年 6月 1日 一部改正

第1 趣旨

この指針は、市立小中学校における食物アレルギーに対応した給食等の提供体制及び緊急時の体制の整備を目的として、学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方並びに武雄市教育委員会及び市立小中学校における対応を定めるものとする。

第2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- 1 学校における食物アレルギー対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月、公益財団法人日本学校保健会）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月、文部科学省）（以下「ガイドライン等」という。）に基づくものとする。
- 2 学校における食物アレルギー対応は医師の診断を基礎とし、保護者等からの申し出を受け対応をするに当たっては、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）の提出を必須とする。
- 3 学校内に食物アレルギー対応委員会等を設置するとともに、基本方針を策定し、組織的に対応する。
- 4 「ガイドライン等」の内容に関する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、全職員を対象とした研修の充実を図ることが重要であることから、校外研修会への参加や校内研修会の実施等、研修時間の確保に努める。
- 5 給食提供における事故防止の徹底のため、食物アレルギー対応を踏まえた献立作成の配慮や、給食の各段階におけるチェック機能を強化するとともに、それぞれの具体的な対応手順をマニュアル化し、継続的に改善を行う。
- 6 緊急時対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬エピペン®（以下「エピペン®」という。）の使用を促すための措置を講じるとともに、学校の状況に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに定期的に評価し改善を図る。
- 7 教育関係者のみならず、医療関係者、消防機関等の幅広い関係者が共通認識を持って食物アレルギー対応に当たることが重要であるため、関係者間、関係機関間の連携体制の構築等に努める。

第3 武雄市教育委員会における対応

- 1 学校における食物アレルギー対応についての方向性の明示
(1) 学校における食物アレルギー対応については、「ガイドライン等」や「管理指導表」

を活用しながら、学校の全職員が共通認識を持って対応に当たることが重要であることについて、市教育委員会内の共通理解のもとに、その推進を図る。

(2) 市教育委員会は学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者が必要に応じて連絡協議会を設置する。

(3) 市教育委員会が設置した連絡協議会は、市立小中学校の給食調理場等の施設整備や人員の配置状況、食物アレルギーを有する児童生徒の情報について、関係者間で共有し、対応が必要な事案について協議を行うとともに、本指針に見直しが必要な場合はその変更を行う。

2 食物アレルギー対策の研修会の充実

(1) 食物アレルギー対策の研修会等について、一定の質を確保しつつ、管理職や教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、調理員、その他給食関係者など、職種に関わらず、全職員がアレルギーの疾患及びその対応について学ぶ機会を提供する。

3 県教育委員会への報告

(1) 市教育委員会は、県教育委員会に対して、食物アレルギーを発症し、医療機関を受診するなどの健康被害があったものについて、教育事務所を通じて報告する。

4 食物アレルギーに関する状況把握

(1) 市教育委員会は、市立学校の食物アレルギーの対応状況等について調査を実施して、把握することとする。

第4 学校における対応

1 学校における食物アレルギー対応の体制整備について

(1) 学校での管理を求める食物アレルギーの児童生徒に対しては、「ガイドライン等」に基づき、医師の診断による「管理指導表」の提出を必須とした上で、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を行い、児童生徒の食物アレルギー対応の実態を踏まえた具体的な食物アレルギー対応についての基本方針を定め、具体的な取組を組織的に進めること。

(2) 食物アレルギー対応についての基本方針を定めるに当たっては、食物アレルギー対応委員会等において、次に示す内容を協議すること。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の正確な情報の把握と共有の在り方
- ・献立作成における食物アレルギー対応の基本方針
- ・食物アレルギーを有する児童生徒についての個別対応プラン
- ・学校における日常の取組と事故防止（症状の重い児童生徒に対する支援等を含む）緊急時の対応 等

(3) 給食提供においては、安全性を最優先とする考え方のもと、

- ・献立作成における食物アレルギー対応基本方針を踏まえた献立内容の工夫
- ・献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化

及びマニュアルの作成、見直し

- ・食材の原材料を表示した献立表および誰が見ても分かりやすい献立表の作成
- ・急な献立変更時の連絡方法の確立とマニュアルの作成

などの実施に努めること。

- (4) 学校において発生した、事故には至らなかったものの、場合によっては事故に直結したかもしれない事例、いわゆるヒヤリハット事例及び改善策等を報告すること。
- (5) 食物アレルギーを有する児童生徒が転学した場合には、保護者等の同意を得た上で、その児童生徒の「管理指導表」を転学先へ送付すること。

2 緊急時の体制整備について

- (1) 市教育委員会が作成した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を学校の状況に応じて工夫・改善して対応すること。
- (2) 緊急時対応に備えた校内研修の充実が必要であり、全職員を対象とした
 - ・「エピペン®」の法的解釈や取扱いについての研修
 - ・「エピペン®」の使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練などに取り組むこと。

- (3) 最寄りの消防署とアレルギーのある児童生徒の情報の共有や緊急時の対応についての協議を行うなどして、連携体制の構築に努めること。

特に、「エピペン®」の処方を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者等の同意を得た上で、当該児童生徒の情報を提供すること。

3 保護者との連携について

- (1) 入学前及び転入学時においては、入学後に学校における適切な食物アレルギー対応ができるよう、事前に学校や調理場の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関して、「管理指導表」の提出を必須とし、保護者からの十分な情報提供を求めること。
- (2) 食物アレルギーの児童生徒の保護者に対しては、専門の医療機関に関する情報や、食物アレルギー対応に関する資料を紹介するなど、必要に応じてケアを行うこと。

4 その他

- (1) 児童生徒の発達段階を踏まえた上で、食物アレルギーに関する指導に取り組むこと。

第5 その他

この指針に定めるものの他、この指針の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第6 適用期日

この指針は、令和3年6月1日から適用する。